

伊方原子力発電所環境安全管理委員会及び同専門部会傍聴要領

伊方原子力発電所環境安全管理委員会

同環境専門部会

同原子力安全専門部会

〔令和5年4月24日制定〕

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、〇月〇日（〇曜日）〇時〇分（会議の開催予定時刻）までに、会場（〇〇）前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始は、〇月〇日（〇曜日）〇時〇分からです。）

2 会議を傍聴する方の留意事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、私語や会話、携帯電話による通話等を行わないこと。また、拍手や発言、その他の方法により公然と可否を表明することや威圧的行為等を行わないこと。
- (2) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (3) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 前号の規定による退場を命じられた方は、次回以降の会議の傍聴を認めません。

付則

この要領は、令和5年4月25日以降に開催される伊方原子力発電所環境安全管理委員会及び同専門部会から適用する。